

ひとにやさしいまちづくり

こうちあったかパーキング制度

(高知県障害者等用駐車場利用証交付制度)

「こうちあったかパーキング制度」は、公共施設や店舗などの障がい者等用駐車場を適正にご利用いただくため、障がい者や高齢者など移動に配慮が必要な方に、県が県内共通の利用者証を交付する制度です。



- 対象となる方に、県障害保健福祉課および県福祉保健所で交付します。(申請が必要です。)
- 利用証はルームミラーなどにかけて外から見えるように掲示します。

【対象となる方】

- ・身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高齢、難病などにより移動に配慮が必要な方
- ・妊産婦、けがなどにより一時的に移動に配慮が必要な方

**この制度の基本となるのは、県民の皆さん一人ひとりのゆずりあいの心です。
本当に必要な方が利用できるようご協力をお願いします。**

○お問い合わせ 高知県障害保健福祉課 黒潮町役場 本庁 健康福祉課 福祉係 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎088-823-9663(直通)
☎43-2116(課直通)
☎55-3113(課直通)

「高知県長寿手帳」で
県内施設入場料が割引に!

県内の65歳以上の方に、健康と長寿を願って「高知県長寿手帳」をお渡ししています。



長寿手帳を掲示すると、県立施設などで入場料が割引されるなどの特典が受けられます。

◆配布方法

65歳の誕生月に「介護保険被保険者証」に同封して送付します。

66歳以上の方で長寿手帳が必要な方や、紛失などにより再発行を希望される方は、左記の担当係へ申請してください。

◆配布するもの

- ・長寿手帳(カード)
- ・利用施設一覧

○お問い合わせ・お申し込み

本庁 健康福祉課福祉係

☎43-2116(課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎55-3112(直通)

特別児童扶養手当を支給します

特別児童扶養手当とは、身体的・知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対して手当の支給を行う制度です。

支給要件に該当すると思われる方はお問い合わせください。

◆支給要件(児童の障がい)が①、②、③のいずれかに該当する場合

- ① 身体障害者手帳1、2級程度の障がいのある方および3、4級程度の障がいがある一部の方
- ② 療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)の一部の方
- ③ 精神の障がいがあり、①・②と同程度以上と認められる方

◆支給の制限

該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者・配偶者・扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

◆手当額

- 1級 月額5万1450円
- 2級 月額3万4270円

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課福祉係

☎43-2116(課直通)